

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の種類と基準

		項目	土壌溶出量基準 地下水基準	土壌含有基準
第一種	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	—
		1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	—
		1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	—
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	—
		1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	—
		ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	—
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	—
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	—
		トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	—
第二種	重金属類	ベンゼン	0.01 mg/l以下	—
		カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
		六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	250 mg/kg以下
		シアノ化合物	検出されないこと	50 mg/kg以下
		水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	15 mg/kg以下
		セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
		鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
		砒素及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
		ふつ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	4000 mg/kg以下
		ほう素及びその化合物	1 mg/l以下	4000 mg/kg以下
第三種	農薬類	アルキル水銀化合物 *	検出されないこと	—
		シマジン	0.003 mg/l以下	—
		チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	—
		チウラム	0.006 mg/l以下	—
		ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
備考		* 水銀及びその化合物が基準値を超えた際にアルキル水銀化合物の検査が要求されます。		